

## 〔論 説〕

## 「オバマ改革」に対する司法判断

藤 井 樹 也

## はじめに

アメリカのオバマ大統領（Barack Obama、以下一般化した名称についてはカタカナで表記する）は、2005年1月に就任して以降、さまざまな政策課題に取り組み、多様な立場が複雑に対立する中において妥協や調整を迫られながらも改革を進めてきた。

他方で、オバマ大統領はその就任後、2名の連邦最高裁判事（Sotomayor, Kagan）を任命した。その結果、2011-2012年開廷期の時点で在職判事の構成は以下のとおりとなり、共和党大統領任命の判事が5名、民主党大統領任命の判事が4名というバランスになった（【表1】を参照）<sup>1</sup>。

連邦最高裁判事が政治的に行動しているのか、任命大統領またはその所属政党に有利な判断をする傾向があるのかは、定かではない。また、そのような評価の視点自体が適切なものであるのかという問題もあるが、そのような評価視点自体の妥当性も含めて、連邦大統領の推進する基本政策と連邦最高裁との関係を考察する手がかりを提供することが、本稿の目的である。

数年前の連邦最高裁が、G・W・ブッシュ大統領（George W. Bush）

---

1 アメリカ連邦最高裁ウェブページ（<http://www.supremecourt.gov/about/members.aspx>）を参照。

【表1】2011-2012年開廷期における連邦最高裁の構成

判事名	就任年	任命大統領（とその所属政党）
Roberts, John G., Jr. (長官)	2005	G. W. Bush（共和党）
Scalia, Antonin	1986	Reagan（共和党）
Kennedy, Anthony M.	1988	Reagan（共和党）
Thomas, Clarence	1991	G. Bush（共和党）
Ginsburg, Ruth Bader	1993	Clinton（民主党）
Breyer, Stephen G.	1994	Clinton（民主党）
Alito, Samuel A., Jr.	2006	G. W. Bush（共和党）
Sotomayor, Sonia M.	2009	Obama（民主党）
Kagan, Elena	2010	Obama（民主党）

の重要政策と深く関わる、いわゆる「ブッシュの戦争」に関係する一連の司法判断を数年間にわたって下したことは記憶に新しい<sup>2</sup>。司法部門が、当時の政権担当者の重要政策を左右する判断に直面したのである<sup>3</sup>。2011-2012年開廷期には、次の政権担当者の重要政策が、いよいよ連邦最高裁の審判をうける時期に至った感がある。本稿では、まず、オバマ政権による医療保険制度改革に関する判決（2012年6月28日）を、次に、移民制度改革に関係する判決（6月25日）を紹介し、若干の検討を加えることにする。

## 1 医療保険制度改革

第一の事例は、オバマ政権による医療保険改革（いわゆる「オバマケア（Obamacare）」）の合憲性が争われたNational Federation of Independent Business v. Sebelius（以下、*NFIB*判決という）である<sup>4</sup>。問題となったのは、2010年成立の連邦法であるPatient Protection and Affordable Care Act of 2010（ACA：患者保護及び医療費負担適正化法）であった<sup>5</sup>。

2 Hamdi v. Rumsfeld, 542 U.S. 507 (2004), Rasul v. Bush, 542 U.S. 466 (2004), Hamdan v. Rumsfeld, 548 U.S. 557 (2006), Boumediene v. Bush, 553 U.S. 723 (2008).

3 しかも連邦最高裁は、G・W・ブッシュ政権の誕生そのものをも左右する役回りを演じさせられたのだった。Bush v. Gore, 531 U.S. 98 (2000).ただし、同判決で判事たちが必ずしも政治的な動機により結論を導いたとは断定できないことについて、松井茂記『ブッシュ対ゴア 2000年アメリカ大統領選挙と最高裁判所』186～188頁（2001）を参照。

同法は2014年に実施されることとされ、その目的は、健康保険対象者の拡大と医療費の縮小だとされていた<sup>6</sup>。争点となったのは、以下の2点である。

- A) 「個人に対する義務づけ (individual mandate)」：これは、雇用者による保険（企業等が保険会社と契約するプログラム）や政府プログラム（後述のメディケイドと高齢者・障害者に対する医療費・入院費給付制度であるメディケア）の非対象者に民間保険への加入を要求するものであり、非加入者は年95ドルまたは所得の1%の共同責任料金 (shared responsibility payment) を負担することとされた。この料金は、内国歳入庁 (IRS) に税金とともに納入することとされている。
- B) 「メディケイドの拡大 (Medicaid expansion)」：改正前のメディケイドは、妊婦・子ども・困窮家庭・視覚障害者・高齢者・障害者を対象とする医療扶助であった。改正後は、連邦貧困レベル133%以下の成人への原則的適用を州に要求し、従わない州はメディケイドに関

- 
- 4 National Federation of Independent Business v. Sebelius, 132 S. Ct. 2566 (2012). See Comment, *National Federation of Independent Business v. Sebelius: The Patient Protection and Affordable Care Act*, 126 HARV. L. REV. 72 (2012), Dasco, *National Federation of Independent Business v. Sebelius and Its Effect on U.S. Health Care*, 50 HOUSTON LAWYER 44 (2012).
- 5 ACAは民間保険加入義務づけを定めるMassachusetts州法をモデルとしたが、2008年予備選当時、保険加入義務づけの対象を児童に限定しつつ他方で公的保険の拡大をめざしたオバマ候補は、対立候補ヒラリー・クリントンの提案するMassachusettsモデルの皆保険制度を批判していた。また、ACAが依拠したMassachusetts州法は、本項執筆時において進行中の2012年大統領選挙の相手となった共和党候補ミット・ロムニーが同州知事在職中の2006年に成立したものであった。天野拓「オバマ政権の医療改革—『保険加入の義務付け (individual mandate)』案の導入とその背景」アドミニストレーション17巻1号1頁、11～12頁、27～29頁 (2010)。
- 6 医療保険制度改革の必要性が叫ばれる背景にある、無保険者の増大などのアメリカ社会の実情については、李啓充『続 アメリカ医療の光と影—バースコントロール・終末期医療の倫理と患者の権利』173～205頁 (2009)、堤未果『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』「第3章 医療改革 vs. 医産複合体」103～154頁 (2010) を参照。

## 「オバマ改革」に対する司法判断

する連邦補助金をすべて喪失することとされた。改正前は子どもがいても低所得者でなければ適用されず、子どもがいなければ適用されなかった。

Florida州と他の12州が連邦保健社会福祉省（HHS）を相手どり、同法の大統領署名当日に同法の違憲の宣言と執行差止めのインジャンクションを求める訴えを連邦地裁に提起し、のちに13州がこれに参加した。原告は、共和党系州知事が在任する州や共和党系の団体を中心としており<sup>7</sup>、本訴訟は共和党対民主党（オバマ政権）の様相を呈することになった。連邦地裁は、個人に対する義務づけは連邦議会の権限を越え、同法全体が違憲であると判断した<sup>8</sup>。これに対して、連邦控訴裁（第11巡回区）は、個人に対する義務づけは連邦議会の権限を越えるが、同法の他の部分は合憲だと判断した。また、メディケイドの拡大は支出条項により合憲であるとし、修正10条にも反しないとした<sup>9</sup>。

連邦最高裁は、個人に対する義務づけが連邦議会の課税権限の範囲内にあるとして5対4で合憲だと判断したが、メディケイドの拡大に関する定めのうち少なくとも既存の連邦補助金の喪失を規定する部分を7対2で違憲だと判断した<sup>10</sup>。Roberts 一部法廷意見・一部意見（Ginsburg, Sotomayor, Breyer, Kagan一部同調）の要点は、以下のとおりである。

- 
- 7 原告に名を連ねるNational Federation of Independent Businesses（全国自営業者連合；NFIB）は、零細業者のロビイング団体であり、これまで共和党候補を主として支持してきたという。この団体とその資金の政治性をめぐる対立に関する報道として、[http://www.washingtonpost.com/politics/clash-over-financial-disclosure-escalates-spilling-into-presidential-race/2012/06/23/gJQAu3NEyV\\_story.html](http://www.washingtonpost.com/politics/clash-over-financial-disclosure-escalates-spilling-into-presidential-race/2012/06/23/gJQAu3NEyV_story.html)を参照（2012年11月6日最終確認）。
  - 8 Florida v. United States Department of Health of Human Services, 780 F. Supp.2d 1256 (N.D. Fla. 2011).
  - 9 Florida v. United States Department of Health of Human Services, 648 F.3d 1235 (11th Cir. 2011).
  - 10 なお、連邦最高裁は、本件当事者が主張していない事項（個人に対する義務づけがACAの他の部分と分離可能であるかという論点と、インジャンクション制限法によって管轄が制限されるかという論点）につき、amicus curiaeを任命している。連邦最高裁によるAmicus curiaeの積極的活用と連邦最高裁判所の積極化との関連については、見平典『違憲審査制をめぐるポリティクス—現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の背景』160～161頁（2012）を参照。

- ① 連邦法上、本件料金は「税」でなく「制裁金 (penalty)」とされる。連邦議会の意図によれば、連邦インジャンクション制限法 (Anti-Injunction Act) による税の支払拒否の訴えの禁止は、本件に適用されない (4名が同調)。
- ② 個人に対する義務づけは、通商条項・必要適切条項による連邦議会の権限に含まれない (同調者なし)。個人に対する義務づけは既存の商業的活動 (activity) の規制といえず、連邦議会には通商を強制する権限はない<sup>11</sup>。また、必要適切条項は列挙された権限の付随権限・実施権限を付与しているにすぎず、個人に対する義務づけは医療改革全体の必須部分とはいえないので、必要だが適切だとは認められない。
- ③ 個人に対する義務づけが課税権限の行使だと解釈できるのであれば、これを違憲としない解釈を採用するべきである (同調者なし)。
- ④ 個人に対する義務づけは、課税条項による連邦議会の権限に含まれる (4名が同調)。本件料金を「税」でなく「制裁金」とする規定は、課税権限との関係では決定的ではない。機能的アプローチをとるなら、本件料金は憲法の観点からは税である<sup>12</sup>。高額すぎず、意図的違反に限定されず、IRSが徴収することがその根拠となる。
- ⑤ メディケイドの拡大は、既存補助金の喪失で州を脅かす点で違憲である (Breyer, Kaganの2名のみが同調)。支出条項による条件づけは、州の自発的受け入れでなければ許されず、これが助長でなく強制になると連邦制に反することになる。本件プログラムのように州予算の10%を超える補助金の喪失で脅かすのは、州に新制度への黙従を強いるに等しい。また、メディケイドの拡大は、既存プログラムの質的な変更である<sup>13</sup>。

---

11 この点についてRoberts意見は、バランス栄養食の摂取強制を例示し、保険の購入と自動車・プロックリーの購入とは異なるという政府の主張を斥けた。

12 法廷意見は、本件料金を「税」と理解することによって生じる直接税条項 (人口比例の要求) との関係の問題について、本件課税は人头税とは異なるので人口比例は不要だとする。

13 この点についてRoberts意見は、ACAによる制度改革が、特別な弱者を対象とするプログラムから、一定以下の貧困レベルの高齢でない全人口を対象とするプログラムへの変更だという。

「オバマ改革」に対する司法判断

- ⑥ § 1396c（既存の補助金を停止する長官権限を定める規定）の執行を停止すれば、違憲でなくなる（Breyer, Kaganが同調、Ginsburg, Sotomayorが結論に同意）。州に新旧プログラムの選択権があることになって、連邦議会はこの制度を支持したはずである。

これに対して、Ginsburg一部同意・一部結論同意・一部反対意見（Sotomayor同調、Breyer, Kagan一部同調）は、インジャンクション制限法が適用されない点、個人に対する義務づけが課税権限の範囲内であるとする点で法廷意見（上記①④）に同意するが、以下の点でRoberts意見に反対した。

- ① 個人に対する義務づけは、通商規制権限の範囲内である（Breyer, Kagan同調、Roberts意見②と異なる）。医療保険市場は全米規模の巨大市場であり、無保険者の存在は州際通商に実質的影響を及ぼす。また、Roberts意見②がいうように規制対象を作為に限る根拠はない。
- ② メディケイドの拡大は、支出権限により正当化される（Breyer, Kagan同調せず、Roberts意見⑤と異なる）。条件つき補助金には連邦制による制限があるが、本件条件は州への強制ではなく、ACAは新制度の創設ではない。
- ③ 法廷意見はACAを法令違憲とせず、§ 1396cの適用のみを禁止した。自主的に参加する州への助成は合憲である（Roberts意見⑥の結論に同意）。

以上に対して、Scalia, Kennedy, Thomas, Alito共同反対意見は、以下のように主張する（なお、この意見は代表執筆者に他の裁判官が同調するという通常の形式をとっていない）。第一に、個人に対する義務づけが連邦議会の権限内であるかという問題については、まず、存在しない商業活動（保険加入）の強制は通商規制でないとして、通商規制権限の範囲外とする<sup>14</sup>。また、本件料金を「税」とみなすのは連邦法の書き直しになるとして、課税権限も及ばないとし、インジャンクション制限法との関係では「税」でなく、憲法との関係では「税」とする法廷意見に対する違和感

を表明している。第二に、メディケイドの拡大について、支出権限との関係で、条件つき連邦補助金は州が自主的に受け入れる必要があるが、本件補助金はその規模等から州に拒否する余地がないので、支出権限による正当化はできないとする。そして、ほぼ普遍的な健康保険制度の確立が連邦議会の目的であったにもかかわらず、制度の核心規定（個人に対する義務づけとメディケイドの拡大）が違憲である以上、残りの部分も違憲になるというのである。

さらに、共同反対意見とは別に執筆されたThomas反対意見は、州際通商に“substantial effects”があれば規制可能とする従来の判例理論に疑問があると付言している。

以上をまとめると、個人に対する義務づけについては、7対2で通商規制権限の範囲外であるとされたが、5対4で課税権限の範囲内であり合憲だとされた。インジャンクション制限法が本件訴えの妨げにならないとする点では全員が一致している。また、メディケイドの拡大については、7対2で既存の連邦補助金の喪失規定が支出権限を逸脱し違憲とされたが、5対4で法令の残りの部分は合憲であって§1396cの適用のみが違憲であるとされたことになる。全体としては、いわば一部適用違憲判決であった。

## 2 移民制度改革

第二の事例は、2010年成立のArizona州不法移民対策法（S. B. 1070）に対して、オバマ政権の連邦政府が連邦法の専断を理由に差止請求をおこない裁判で争ったArizona v. United Statesである（以下、Arizona判決という）<sup>15</sup>。メキシコとの国境に位置する同州には多くの不法入国者が流入しており、本件州法は不法滞在者の取締りを強化する内容のものであった<sup>16</sup>。これに対してオバマ大統領は、2008年大統領選挙に際して不法移民の合法化を推進する立場をとり、ヒスパニック系の人々の支持を受けたとされてきた<sup>17</sup>。主として問題となった州法規定は、以下の諸条項であった。

- A) 連邦法に違反して、外国人登録・登録証携帯を故意に行わない行為を軽罪とする規定（§3）。

14 共同反対意見は、通商条項の用語「regulate」の起草当時の意味（original meaning）を根拠にする。

- B) 不法滞在外国人が州内で求職・就労活動を行う行為を軽罪とする規定 (§ 5 (C))。
- C) 国外退去の理由となる犯罪を行ったと信じる正当な理由 (probable cause) がある人を、警察官が令状なしに逮捕できるとする規定 (§ 6)。
- D) 警察官が合法的に停止・勾留・逮捕を行う際に、その者が不法滞在外国人である合理的な疑い (reasonable suspicion) があれば在留資格を確認する必要がある、逮捕された者は在留資格が確認されなければ釈放されないとする規定 (§ 2 (B))。

§ 3 と § 5 (C) は州法上の犯罪を新設する規定であり、§ 6 と § 2 (B) は州の法執行官の権限を強化する規定であった。連邦政府は、Arizona州を被告として本件州法の執行差止めを求める訴えを提起した。連邦地裁は、上記4条項の発効を差し止める暫定的差止め命令 (preliminary injunction) を発し (同様に争われた他の2条項については、暫定的差止め命令の要件とされる勝訴の可能性がないと認定された)<sup>18</sup>、連邦控訴裁 (第9巡回区) も原判決を支持した<sup>19</sup>。

これに対して、連邦最高裁は5対3 (Kagan不参加) で2条項 (§ § 5

---

15 Arizona v. United States, 132 S.Ct. 2492 (2012).この事例については、井樋三枝子「アリゾナ州移民法と連邦移民政策の動向」外国の立法245-1号 (2010) ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050545\\_po\\_02450102.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050545_po_02450102.pdf?contentNo=1))、井樋三枝子「アリゾナ州移民法に関する連邦最高裁判決」外国の立法252-2号 (2012) ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3517512\\_po\\_02520202.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3517512_po_02520202.pdf?contentNo=1)) を参照。また、本稿の脱稿よりも時期的に先行する2012年9月22日に実施された、日米法学会「アメリカ法」の座談会「合衆国最高裁判所2011-2012年開延期重要判例概観」において会沢恒教授が本判決を詳細に紹介・論評され、出席の諸先生方から多大なご教示をいただいた (ただし本稿での誤りは筆者の責任による)。

16 Support Our Law Enforcement and Safe Neighborhoods Act (法執行支援及び地域安全法) の名で呼ばれる同法の目的は、外国人の不法入国・滞在と、不法滞在者による経済活動の抑止だとされた。

17 上野真由美「動き出したオバマ政権の移民政策」国際人流22巻6号41頁 (2009)。

18 United States v. Arizona, 703 F.Supp.2d 980 (D. Ariz. 2010)。

19 United States v. Arizona, 641 F.3d 339 (9th Cir. 2011)。

(C), 6) を、6対2で1条項(§3)を無効としたが、1条項(§2(B))は全員一致で有効と判断した。Kennedy法廷意見(Roberts, Ginsburg, Breyer, Sotomayor同調)の要点は以下のとおりである。

- ① 移民と外国人の資格に関する連邦政府の広範な権限は、「統一的な帰化の規則を確立する」(連邦憲法1条8節4項)憲法上の権限と、対外関係を規制する主権的権限に基礎づけられる。
- ② 連邦法には、在留資格が認められない外国人の定め<sup>20</sup>、外国人登録と登録証携帯の義務付け<sup>21</sup>、資格のない者を雇用した雇い主への制裁<sup>22</sup>、国外退去させる外国人とその手続の定め<sup>23</sup>があり、連邦公務員が非刑事手続である国外退去に関する広い裁量を有している。
- ③ 最高法規条項により連邦議会に専占の権能が付与される。連邦法により明示される場合のほか、連邦議会が排他的規制を行う領域からの州法の排除と、連邦議会の目的達成の障害となる州法の排除とがある。
- ④ §3は連邦議会が州の規制を認めない外国人登録の領域を侵犯するので、このような州法による補完は許されない。
- ⑤ §5(C)の刑事制裁は、雇い主にのみ刑事制裁を科し外国人労働者には非刑事的制裁にとどめ、その条文・構造・歴史から外国人労働者に刑事制裁を科すことが不適切だと決定したと解される連邦の規制システム<sup>24</sup>の障害になるので認められない。
- ⑥ §6は、州警察官に広い権限を与えており、国外退去強制が可能な外国人の在留を犯罪とせず逮捕できる場合を限定している連邦法<sup>25</sup>の障害になるので認められない。
- ⑦ §2(B)は、州裁判所が解釈の機会を与えられ、その執行が連邦移民法に抵触することが示される前に、差し止めるべきではない。州法上の限定(運転免許証の提示があれば不法滞在でない)と推定される、

---

20 8 U.S.C. §1182.

21 8 U.S.C. §§1304 (e), 1306 (a).

22 8 U.S.C. §1324a.

23 8 U.S.C. §1227.

24 1986年移民改革規制法(Immigration Reform and Control Act; IRCA)。8 U.S.C. §§1324a (e) (4), (f), 1255 (c) (2), (c) (8)。

25 8 U.S.C. §1357 (a) (2)。

## 「オバマ改革」に対する司法判断

原則として人種・肌の色・民族的出身を考慮してはならない、連邦法による権利保護に矛盾してはならない)を前提としても、§ 2 (B) が身体拘束された者の釈放を遅延させるかどうか明らかな現段階で、連邦法との抵触があるとはいえない。

以上のように、法廷意見は最高裁で争われた4条項のうち3条項の差止めを認め、法廷意見が現段階での差止めを認めなかった1条項についても結論を法執行後に持ち越していることから、当該4条項に関しては、連邦政府の主張の大部分に沿う結果になった。

これに対して、Scalia一部同意・一部反対意見は、法廷意見が差止めを認めた3条項のすべてを有効だと主張した。Scalia意見は、領域内から在留資格のない者を排除する伝統的な権限が州の主権に由来するものと位置づけ、州には連邦法に抵触しない限り連邦法よりも厳格な独自の移民政策をとる権限があるが、本件州法は連邦法に抵触していないと判断した。

また、Thomas一部同意・一部反対意見は、法廷意見が差止めを認めた3条項のすべてを有効とする点でScalia意見と一致するが、その結論が、連邦法の「通常の意味」と州法の「通常の意味」との間に抵触がないという単純な理由から導かれる点でScalia意見と異なるという。Thomas意見は、§ 2 (B) についても、州公務員による移民調査が連邦法の条文により禁止されていないことを指摘している。

さらに、Alito一部同意・一部反対意見は、法廷意見が差止めを認めた3条項のうち2条項 (§ § 5 (C), 6) が有効だと主張した。つまり、1条項 (§ 3) については他の2反対意見と立場を異にし、法廷意見に同調した。Alito意見は、§ 3 について、連邦議会が外国人登録に関する包括的システムを構築し、州による追加的・補完的規制は許されないとした先例<sup>26</sup>により、本件州法による追加的な刑事制裁は認められないとしている。

以上をまとめると、最高裁で争われた4条項のうち、1条項 (§ 3) については、6対2で連邦法による専占を根拠とする州法執行の差止めが認められ、2条項 (§ § 5 (C), 6) については、5対3で差止めが認められ、残る1条項 (§ 2 (B)) については、全員一致で差止めが認められなかった (このうち同条項の執行を待たずに有効とするのは1名にとどま

---

26 Hines v. Davidowitz, 312 U.S. 52 (1941).

ると理解できる)。全体としては、連邦最高裁で争われた州法規定の多くについて連邦政府の主張が認められ、連邦法の専占を根拠とする差止めが認められたといえる。

### 3 若干の検討

以上のとおり、連邦最高裁は、*NFIB*判決・*Arizona*判決において、オバマ政権の重要政策に関わる判断を下した。判決直後の報道においては、これらの判決によりオバマ政権の主張がほぼ受容され、このことが2012年大統領選挙で「追い風」になるとの観測も見受けられた。もっとも、これらの判決が「オバマ改革」を積極的に支持するものと理解できるかという点には疑問がある。以下、両判決に関連する三点を指摘する。

第一に、*NFIB*判決を「オバマケア」の「合憲」判決と表現する例が見られたが、上述のように、同判決はむしろ一部適用違憲判決というべきものであり、適用違憲部分がオバマ政権による医療保険制度改革にとってどの程度の障害となるかはなお即断できない。この点で、適用違憲とされた部分がメディケイドの拡大への各州の協力を担保する条項であったことから、これによりメディケイドを拡大せずに従来のメディケイドの継続を選択する州が少なからず発生するという事態も十分に考えられる。メディケイドが思うように拡大されない場合、合憲とされた個人に対する義務づけ規定によって民間保険への加入を要求される個人の数が当初の見込みよりも増大すると考えられ、それに対する反発が強まる事態も想定されることから<sup>27</sup>、果たしてオバマ改革が目標とする国民皆保険への移行がスムーズに進行するのか、また同判決が大統領選挙の「追い風」になるのかは、本稿執筆時においては不明というほかない<sup>28</sup>。他方で、*Arizona*判決では、オバマ政権による連邦法専占の主張が連邦最高裁で争われた条項の多くで認められたが、この事例はオバマ政権がめざす不法移民の合法化を含む包括的な移民制度改革の是非を正面から問うものではなく、オバマ政権の方針と対立する志向を有する州法に対する連邦政府からの異議申立てがなさ

27 本判決の直前に、「一部違憲という判決が出た場合でも、制度は見直しを迫られ、ティーパーティーなども撤廃を求めて活動を強めるのは必至で、この場合もオバマ大統領にとっては厳しい対応を迫られる」可能性を予測した解説報道として、以下のウェブ・ページを参照。<http://www.nhk.or.jp/worldwave/marugoto/2012/06/0626.html> (2012年10月9日最終確認)。

れた事例であった。したがって同判決を、連邦最高裁がオバマ政権による移民制度改革にゴーサインを出した事例と評価することは、なお困難だと思われるのである<sup>29</sup>。

第二に、*NFIB*判決で、個人に対する義務づけを通商規制権限によって正当化できないとした判事が多数にのぼった点に注目すべきである。従来の判例理論は、Thomas反対意見が批判する“substantial effects”の理論により、通商規制権限が広範な領域に及ぼされることを認めてきており、1990年代以降、通商条項が及ばないとして違憲とされたいくつかの事例（スクールゾーンでの銃所持を禁止できないとした*Lopez*判決<sup>30</sup>、銃の拡散規制のためのバックグラウンドチェックを州に強制できないとした*Prinz*判決<sup>31</sup>、性暴力に対する民事訴訟を提起する制度を創設できないとした

---

28 上述のように、「オバマケア」と呼ばれる本件医療保険制度改革は、もともとオバマが支持していた改革案とは異なるものが妥協をへて制度化されたものであり、さらに、2012年大統領選挙の共和党候補ロムニーが過去に導入したMassachusetts州の制度は連邦の制度よりもさらに徹底したものであった（保険加入が義務づけられる個人の範囲が広く、保険に加入しない個人が負担させられる制裁金の金額も大きい制度だった）。天野拓『現代アメリカの医療改革と政党政治』278～280頁（2009）、天野拓「オバマ政権の医療改革」生活経済政策161号36頁（2010）。本判決後、「ロムニー氏は、大統領選でオバマ氏に勝利することが同法を覆す唯一の道だと述べ、『私が米国大統領に選出されたら最初に「オバマケア」を撤廃する』と断言。マサチューセッツ州知事時代には健康保険加入を義務付けた法律を推進していた同氏だが、オバマ大統領が推進する連邦レベルの法律については『悪法』だと批判した」と報じられている（<http://www.cnn.co.jp>内の記事、2012年9月21日最終確認、同内容を含む報道として<http://edition.cnn.com/2012/6/28/politics/supreme-court-health-ruling/index.html>、2012年10月23日最終確認）。

29 連邦法の専占を承認することは、本来連邦政府が行うべき仕事をArizona州が代替してきたと認めることにもつながりかねず、逆にオバマ政権による移民政策への反発を強める事態も考えられよう。なお、オバマ大統領は2012年6月15日に、16歳未満の時期に両親とともに入国したことなど、一定要件を満たした30歳以下の不法滞在者を対象に、強制送還を暫定的に免除する方針を発表した。Arizona判決直前の時期に公表されたこの方針は、不法滞在者の合法化を志向するものだといえ、オバマ政権の支持母体とされるヒスパニック系住民を意識したものとも想像されるが、この方針の公表とArizona判決の結果とが2012年大統領選挙においてどのような効果をもたらすのかという点については、本稿執筆時においては不明である。

30 United States v. Lopez, 514 U.S. 549 (1995).

*Morrison*判決<sup>32</sup>など<sup>33</sup>)は、なお例外的な事例だったとする理解が一般的であったと思われる。その意味で、本判決はこれらの稀少事例に新たな例を追加したものともいえる。ただ、医療保険制度改革が全米規模の保険市場ひいてはアメリカ経済全体に大きな影響を及ぼすことは否定できず、所定量を超える農作物の作付けの禁止が州際通商規制権限の範囲内であるとした古典的な事例<sup>34</sup>との区別が明瞭だとはいいにくいことも確かである。他方で、課税権限には重要な制限(均一性、直接税についての人口比例、輸出への課税禁止)があるとされ、課税権限の行使として正当化されない規制が州際通商規制権限によって合憲とされる可能性が高いという指摘が存在していたが<sup>35</sup>、本判決はこれとは逆に、州際通商規制権限によって正当化されない規制を課税権限によって合憲としており、この点でも稀有な事例となる可能性があるだろう。*NFIB*判決は、州のポリース・パワーと連邦の規制権限との関係という、*Lochner*判決<sup>36</sup>当時以来の古典的問題<sup>37</sup>を再認識させるものといえよう。

第三に、*Arizona*判決で、専占理論に関する先例との関係が、各意見によって詳細に検討された点も注目される。つまり、この判決でも連邦権限と州権限との相互関係が主問題となっており、各判事は、少なくとも外観上は政治的観点でなく法理論的観点からの詳細な検討を施し、結果的に連邦最高裁で争われた州法規定の多くについて連邦政府の主張を認め、移民対策の分野での連邦政府による相当範囲の規制領域を保全したといえる。一例として、§ 3との関係で問題になった*Hines*判決<sup>38</sup>に関する各意見による分析があげられる。この先例は、18歳以上の外国人の登録義務、登録料の支払義務、登録証の携帯・提示義務、登録・携帯・提示義務違反に対

31 *Printz v. United States*, 521 U.S. 898 (1997).

32 *United States v. Morrison* 529 U.S. 598 (2000).

33 以上に加え、共同反対意見は、処理を行えない放射性廃棄物の取得を州に義務づける権限を否定した*New York v. United States*, 505 U.S. 144 (1992)をあげている。

34 *Wickard v. Filburn*, 317 U.S. 111 (1942).

35 樋口範雄『アメリカ憲法』63～65頁(2011)。

36 *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905).

37 木南敦「ロッキナー判決における自律と自立(二・完)」*民商*146巻2号1頁、22～25頁(2012)。

38 *Hines*, *supra* note 26.

## 「オバマ改革」に対する司法判断

する制裁などを定める1939年Pennsylvania州外国人登録法と、14歳以上の外国人の登録義務、指紋押捺義務などを定め、登録義務違反には同州法よりも重い刑罰を科すが、携帯・提示義務を規定しない1940年連邦外国人登録法（Alien Registration Act）との優先関係が問題になった事例であった。そして連邦最高裁は、連邦議会が外国人登録に関する「統一的かつ包括的なシステム」において標準を定めたと述べ、全米統一の外国人登録法制を通じて州による取締りを排除する目的を認めて、同州法の執行を禁止した。この先例に照らすと、一見すると連邦議会による決定を州が変更するようなArizona事件の§ 3は、連邦専占により当然無効であるようにみえる。Kennedy法廷意見は、Hines判決の場合と同様、Arizona事件でも外国人登録の分野を連邦政府が専占したと認め、Alito意見もHines判決に従って連邦法による専占を承認した。これに対してScalia意見は、Hines判決が「分野の専占（field preemption）」を承認した例ではないとし、§ 3は先例で排除された追加的または補完的な（additional or auxiliary）要件ではなく、州規制のために利用できる補助として連邦規制に依拠しただけだと主張した。つまり、ここでの対立点は、Hines判決が「分野の専占」を承認したのか、州法規定が追加的規制にあたるのかなど、専占法理に関する技術的問題であったのであり、この事例が各判事の政治的スタンスを測定するのに適した事例であるかという点については、なお慎重な姿勢が求められよう。

## おわりに

NFIB判決・Arizona判決における各判事の立場は、オバマ改革に対して結果として肯定的なものと否定的なものに分類したのが【表2】である。もっとも、この分類は各判決における相対的な位置を単純に色分けしたものにすぎず、絶対的な尺度に照らして数値化されたものではないため、NFIB判決での評価とArizona判決での評価とを、共通の基準により比較することは不可能である（つまり、表中のそれぞれの列は独立であって、NFIB判決での「－」評価とArizona判決での「－」評価とが、同じ政治的立場を示すということとはできない）。また、各判事の政治的立場を絶対基準により評価したものでもない（つまり、「＋」と「－」の中央値ともいうべき「±」が政治的中立を意味するわけではない）。

【表2】NFIB判決・Arizona判決における各判事の立場

判事名	NFIB判決	Arizona判決
Roberts, John G., Jr. (長官)	±	+
Scalia, Antonin	-	--
Kennedy, Anthony M	-	+
Thomas, Clarence	-	--
Ginsburg, Ruth Bader	++	+
Breyer, Stephen G.	+	+
Alito, Samuel A., Jr.	-	-
Sotomayor, Sonia M.	++	+
Kagan, Elena	+	(不参加)

(注)「+」はオバマ政策に結果として肯定的、「-」はオバマ政策に結果として否定的な立場を示す。

しかし、このような不完全性を認識したうえで、【表2】から、RobertsとKennedyの「中間派」的な行動を読みとることもできそうである。とりわけRobertsは、開廷期末の最重要事件と考えられたNFIB判決の結論を決める役割を演じる形となり、その点でかつてのPowell判事やO'Connor判事の行動パターンを想起させるものがある。また、Robertsが政治的に行動したのではなく、法理論に基づいて行動することによって連邦最高裁への信頼を回復させようとしたのだという見方<sup>39</sup>にも、首肯できる部分がある。次の開廷期以降、連邦最高裁の決定票がKennedyでなくRobertsの手中に握られるのか、そして今後、Robertsが長官としての役割とともに決定票を投じるという役割を果たすことによって、政権を左右する重要政策に対する司法判断に深く関わっていくことになるのかが目される。

39 Comment, *supra* note 4, at 82.